

前 金	部分払い
<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	0 回

令和6年度下施共第2-1号

豊が丘団地共同汚水処理施設  
ポンプ設備(原水ポンプ等)修繕  
設 計 書

津市上下水道事業局  
下水道施設課

令和 6 年度 下施共 第2-1号	修繕設計書	局長	
		局次長	
修繕名	豊が丘団地共同汚水処理施設 ポンプ設備（原水ポンプ等）修繕	課長	
		検算者	
施工場所	津市 豊が丘二丁目 地内	調整・担当 主 幹	
		担当主幹	
設計金額	¥ 一 (内消費税等相当額 円)	担当副主幹	
		主技 査師	
工期	令和7年2月28日限り	設計者	
		修繕の大要	
原水ポンプ等取替修繕		一式	
汚物用水中カッターポンプ 口径100mm		1台	

位置図



## 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本修繕費				1	式	———	———	
	機器費			1	式	———		明細表第1号のとおり
		直接修繕費		1	式	———	———	
			輸送費	1	式	———		
			材料費	1	式	———		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	———		明細表第3号のとおり
			直接経費	1	式	———		
			仮設費	1	式	———		明細表第4号のとおり
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費		1	式	———	———	
			共通仮設費	1	式	———		明細表第5号のとおり
			現場管理費	1	式	———		
			据付間接費	1	式	———		
		計 (間接修繕費)						
		計 (据付修繕原価)						
	計 (修繕原価)							





# 明細表

第 2-1 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	———	———	
	機械設備材料費			1	式	———	———	
	吐出ベンド	FC200	100A	4	個			
	ステンレス 鋼管	SUS304 Sch20S	200A 曲管	3.00	m			
	ステンレス 鋼管	SUS304 Sch20S	100A 曲管共	35.0	m			
	ステンレス 鋼管	SUS304 Sch20S	50A 空気抜管	2.00	m			
	配管用 炭素鋼 鋼管	SGPW	50A 消泡水管	6.60	m			
	小配管 付属材料	管継手、接合材料 配管支持材料共		1	式	———		
	止水弁	SUS製	口径200mm JIS10K ボール式	1	個			
	止水弁	SUS製	口径100mm JIS10K ボール式	5	個			
	逆止弁	SUS製	口径100mm JIS10K ボール弁	5	個			
	空気抜弁	SUS製	口径50mm JIS10K ハタライ弁	2	個			
	フレキシブル 継手	F部:SUS製 他:EPDM製	口径100mm JIS10K	5	個			
	伸縮管 継手	ハローズ形 F部:SS製 他:SUS製	単式F式 口径50mm JIS10K	1	個			
	ブラインド フランジ	SUS304製	400A 16-φ27穴 JIS10K	2	個			
	ブラインド フランジ	SUS304製	200A 12-φ23穴 JIS10K	3	個			

# 明細表

第 2-2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	ブライント フランジ	CAC製	150A 8-φ23穴 JIS10K	10	個			
	サクションホース	ビニル製	φ50	4	m			
	補助材料費			1	式	———		
	小計 (機械設備材料費)							
	電気設備材料費			1	式	———	———	
	電線類	VCT2.0sq-4C		22.0	m			
	電線類 付属材料			1	式	———		
	電線管	HIVE28		3.30	m			
	電線管 付属材料			1	式	———		
	高容量露出 接地形 プラグ	4P20A 250V		1	個			
	補助 材料費			1	式	———		
	小計 (電気設備材料費)							
	小計 (材料費)							

# 明細表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費				1	式	——	——	
	一般労務費			1	式	——	——	
	普通作業員				人			
	電工				人			
	配管工				人			
	設備機械工				人			
	小計 (一般労務費)							
	機械設備据付労務費			1	式	——	——	
	機械設備据付工				人			
	小計 (機械設備据付労務費)							
	計 (労務費)							







令和6年度下施共第2-1号

豊が丘団地共同汚水処理施設  
ポンプ設備（原水ポンプ等）修繕  
仕 様 書

津市上下水道事業局  
下水道施設課

## 第 1 章 一般共通事項

### 1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

### 2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、材料仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 内線規定
- (6) 建築基準法
- (7) 日本産業規格（J I S）
- (8) 電気規格調査会規格（J E C）
- (9) 日本電気工業会標準（J E M）
- (10) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (11) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (12) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (13) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
- (14) 日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様（案）（日本農業集落排水協会）
- (15) その他関係法令、条例及び規格、日本下水道事業団発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合重複等する場合には協議の上決定する。

### 3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

### 4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

#### (1) 騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする

- (2) 地下水のかん養（雨水浸透等）
- (3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）
- (4) 廃棄物の適切な処分
- (5) その他、材料選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

## 5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作材料及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

## 6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

## 7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

## 8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

## 9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

## 10 試験及び検査

(1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなるがあっても使用してはならない。

## 11 材料製作及び現場施工の記録写真

### (1) 写真の分類

- ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
- イ 材料製作状況写真（材料製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
- ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
- エ 安全管理写真
- オ 材料検収写真
- カ 品質管理写真
- キ 出来形管理写真

### (2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

### (3) 写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黑板を被写体と共に写し込むこと。

イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3) 材料、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

(1) 施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、材料、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

(2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3) 保証

ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実地しなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている材料、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 設備・材料等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

## 第2章 修繕施工

### 1 修繕概要

本修繕は、豊が丘団地共同汚水処理施設の原水ポンプ槽内機器とそれに付帯する配管及び弁類等を更新することにより、施設の健全化とその円滑な運用を図るものである。

### 2 修繕範囲

- (1) 既設原水ポンプの撤去（全5台）
- (2) 新設原水ポンプの設置（全1台で5号機を対象、残り4台は既設流用とする）  
※各号機は増設原水ポンプ槽から流量調整槽方向に順に、1号機から5号機と呼称する。
- (3) 槽内着脱装置、配管・弁類等の撤去更新及び既設配管への接続
- (4) 既設揚重設備等の撤去及び更新
- (5) 水替えに係る作業
- (6) その他必要な作業

### 3 新設機器仕様

#### (1) 原水ポンプ

##### ア 使用目的

本機器は、原水ポンプ槽から各系統における流量調整槽へ下水等を送水するものである。

##### イ 新設機器仕様（基準品）

(ア) 形式	汚物用水中カッターポンプ（バンド式）
(イ) 型番	100C47.5-64（株式会社鶴見製作所製）
(ウ) フライホイール	無し
(エ) 吐出口径	100mm
(オ) 吐出水量	0.8m <sup>3</sup> /min
(カ) 全揚程	16.0m
(キ) 電動機定格出力	7.5kW
(ク) 電極	4P
(ケ) 周波数	60Hz
(コ) 電源	3φ200V
(サ) 始動方式	直入れ式
(シ) 水対象物	下水等（下水その他の汚物及び異物を含む液）
(ス) 運転方式	非自動運転型
(セ) 数量	1台
(ソ) 重量	約140kg/台（吐出バンド管含む）
(タ) 材質	a ケーシング（FC200製） b 主軸（SUS420J2） c 羽根車（FC200製、超硬チップ付）

##### (チ) 付属品

- a 吊上チェーン（SUS製、8m仕様）
- b 電源ケーブル（8m仕様）
- c 吐出バンド管（FC200製、1台）  
※ただし、本修繕では全5台を要し、内1台を新設ポンプ内4台を既設ポンプに接続し使用する。
- d 基礎ボルト及び締結部品（SUS製）
- e 各種保護装置
- f その他、機器の正常な稼働に必要なもの

##### ウ 構造概要、製作及び選定条件

- (ア) ポンプは性能の安定したもので、使用流量範囲において電動機が過負荷にならないものとする。
- (イ) ポンプケーシングは滑らか且つ堅牢なもので、衝撃、摩耗、腐蝕を考慮した肉厚のものとする。
- (ウ) ポンプ羽根車は良質強靱な材質とし、バランスのとれた安定した性能を発揮するものとし、その先端には超硬合金等によるチップを施したものであること。

- (エ) 主軸は動力伝達と危険速度を考慮した十分な強度を有するものとする。
  - (オ) 軸受は荷重に対して最適な構造の支持容量を有する耐久力のあるものとする。
  - (カ) 軸封部にはダブルメカニカルシールを使用し、電動機への浸水を防止する。
- エ 試験、検査
- (ア) 性能試験及び検査は製造者が行うものとし、性能試験結果については試験成績表を提出すること。
  - (イ) ポンプ性能試験は J I S - B 8 3 0 1 又は J I S - B 8 3 0 2 に準拠すること。
  - (ウ) ポンプ本体の基礎ボルトは、耐震計算等の各種計算書を施工の事前に提出し、施工後は本市立会いの下、現地にて引抜試験を実施し、正規の機械的性質等が保証されていることを確認すること。

オ 塗装  
 ポンプ製作会社標準防食、防錆仕様とする。

カ その他事項  
 水撃対策については、実際（推定）のポンプ運転点における水撃計算を行い、装置の製作にあたるものとする。水撃計算書は承諾図と合せて提出し、本市の承諾を得ること。

(2) ヘッダー配管

ア 仕様

- (ア) 概算寸法 W3, 200×D900×H500
  - (イ) 構成部材
    - a SUS304-Sch10S 400A
    - b SUS304-Sch20S 200A
    - c SUS304-Sch20S 100A
    - d SUS304-Sch20S 50A
    - e 各種フランジ J I S 1 0 K 仕様
- ※ 各個数については図面（図面番号 10/16）を参照
- (ウ) 数 量 1 台
  - (エ) 重 量 522.4kg

イ 構造・機能

配管は原水ポンプ槽内の汚水等を一時的に貯留する流量調整の役割を有し、ポンプの変動圧による乱れを除去し、これより後工程において一定流量で安定的に送水を行うためのものである。

流入側には管内の空気溜まりを抑制する上で、吐出管から当該配管にかけて30分の1程度の上り勾配を取ることとし、フレキシブル継手、逆止弁及び止水弁を用いて配管の接続を行う。

また主配管に空気抜き弁を2箇所設けることで現場環境状況に応じた運用を可能にするものである。

ウ 主要材料

SUS304

エ 設置箇所

原水ポンプ槽スラブ上

オ 付属品

- a 締結部品 (M27、M22及びM18六角ボルトナット、SW、PW、パッキン類)
- b その他必要なもの

(3) 配管支持架台 (100A用)

ア 仕様

- (ア) 概算寸法 W4, 400×D300×H300
- (イ) 構成部材
  - a H150×150×7/10
  - b L6×75×75
  - c FB12×200
  - d FB12×75

- (ウ) 数 量 1 台
- (エ) 重 量 161.4kg

イ 構造・機能

架台は槽内ポンプからつながる圧送配管（全5本）をスラブ上で堅牢に支持及び固定するものであり、圧送管の振れ及び振動を抑え

ることで、後工程であるヘッダー配管に安定的に汚水等の圧送を行うことに寄与するものである。

- ウ 主要材料 SUS304
- エ 設置箇所 原水ポンプ槽スラブ上
- オ 付属品
  - a 基礎ボルト (φ12×100接着系アンカー)
  - b 締結部品 (フランジ用Uバンド、M12六角ナット、SW、PW)
  - c その他必要なもの

(4) 配管支持架台 (400A用、大)

- ア 仕様
  - (ア) 概算寸法 W900×D300×H700
  - (イ) 構成部材
    - a H150×150×7/10
    - b L9×100×100
    - c FB9×100
- (ウ) 数量 2台
- (エ) 重量 57.4kg

- イ 構造・機能 架台はヘッダー配管 (SUS304-Sch10S 400A) をスラブ上で堅牢に支持及び固定するものである。  
施工の際には原水ポンプ槽側面に支持してある消泡水管 (SGPW50A) が支障となるので、施工前には同配管の撤去、施工後には同配管の切回し工程をとまう。

- ウ 主要材料 SUS304
- エ 設置箇所 原水ポンプ槽側面
- オ 付属品
  - a 基礎ボルト (φ15×130接着系アンカー)
  - b 締結部品 (Uボルト、M20及びM16六角ナット、SW、PW)
  - c その他必要なもの

(5) 配管支持架台 (400A用、小)

- ア 仕様
  - (ア) 概算寸法 W600×D100×H700
  - (イ) 構成部材
    - a L9×100×100
    - b FB9×100
- (ウ) 数量 2台
- (エ) 重量 29.8kg

- イ 構造・機能 架台はヘッダー配管 (SUS304-Sch10S 400A) をスラブ上で堅牢に支持及び固定するものである。  
施工の際には原水ポンプ槽側面に支持してある消泡水管 (SGPW50A) が支障となるので、施工前には同配管の撤去、施工後には同配管の切回し工程をとまう。

- ウ 主要材料 SUS304
- エ 設置箇所 原水ポンプ槽側面
- オ 付属品
  - a 基礎ボルト (φ15×130接着系アンカー)
  - b 締結部品 (Uボルト、M20及びM16六角ナット、SW、PW)
  - c その他必要なもの

(6) 槽外揚重櫓

- ア 仕様
  - (ア) 形式 ホイスト式クレーン櫓
  - (イ) 概算寸法 W6, 300×D1, 900×H5, 100
  - (ウ) 構成部材
    - a H150×150×7/10
    - b I200×100×7
    - c L7×90×90
    - b FB12×200

	e	FB10×100
	f	1, 100×730×10 t相当 (ブラケット)
(エ) 数量		1基
(オ) 重量		約970kg
イ 構造・機能		<p>ホイスト式クレーン檣は、原水ポンプ槽開口部直上に堅牢に組立設置され、槽内のポンプ等の保守及び点検時等に、それらの搬入搬出据付等の作業補助を目的とするものである。</p> <p>ホイストレールには電動式トロリ及び手押式トロリが設置されており、電動式トロリによりフランジ配管及びポンプを一体形として上端を吊上げた後に、手押式トロリを用いて揚重対象の中央部を吊上げることにより、寝かせた状態を確保し、更に長手方向（開放側）に横行させることで円滑かつ安全な昇降荷作業の実現に寄与するものである。</p>
ウ 主要材料		SS400
エ 塗装		機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）によるものとする。塗装色は契約締結後に市監督員と協議の上決定すること。
オ 付属品	a	基礎ボルト（φ18.5 接着系アンカー）
	b	締結部品（Uボルト、M20六角ボルトナット、SW、PW）
	c	トロリ輪止め（L15×200×200×100）
	d	その他必要なもの
カ その他事項		部材の製作加工及び組立てにあつては、現場合わせ等を踏まえた上での最適な取り合いが要求されるので、その周辺環境や雰囲気等の条件を十分に考慮した上で、それが果たすべき本来上の機能及び安全性を優位に置いた施工を行うこと。

(7) 電動式トロリ（基準品）

ア 仕様		
(ア) 形式	a	電動ホイスト形式 1/2L (H)
	b	トロリ形式（フック無し） 1/2BP
(イ) 定格荷重		500kg
(ウ) 揚程		6m
(エ) 電源等		3φ 200V、60Hz
(オ) 巻上速度		8.5m/min
(カ) 電動機定格出力		0.75kW（巻上げ時）
(キ) 横行長		6.3m
(ク) 定格電流		4.0A
(ケ) 数量		1式（電動ホイスト及びトロリ各1台）
(コ) 重量		45kg（内10kg：トロリ部）
イ 構造・機能		<p>電動式トロリはホイストレール上に設置されるものであり、電動ホイスト及びトロリ（フック無し）から構成されるものである。</p> <p>槽内のポンプ等の保守及び点検時等に、それらの搬入搬出、据付等の際の機器の安定的で安全な揚重及び降下を目的とするものであり巻上げ巻下げを電動で行うものである。</p> <p>使用時の電源は場内の機械室兼事務所棟壁面に備え付けのコンセント口に機付電源ケーブルのプラグ（4P20A）を差込むことで供給される。</p>
ウ 付属品		荷上チェーン（SUS製、8m仕様）、その他必要なもの
エ その他		<p>電源ケーブル（VCT2.0sq-4C、別売）は有効長を20mとし、その両端に電動ホイスト及びプラグを接続して使用する。</p> <p>不使用時には日常の維持管理作業等の支障にならぬよう、適正な曲げ半径をとり整然と巻き束ねた上で吊り掛けておくこと。</p>

(8) 手押し式トロリ (基準品)

ア 仕様	
(ア) 形式	1 / 2 B P
(イ) 定格荷重	5 0 0 k g
(ウ) 横行長	6 . 3 m
(エ) 数量	1 台 (内 1 台は掛替用とし、フックを有する仕様とする)
(オ) 重量	1 0 k g
イ 構造・機能	手押し式トロリは、ホイストレール上に設置され、槽内のポンプ等の保守及び点検時等に、それらの搬入搬出、据付等の際の機器の安定的で安全な横行を目的とするものである。

(9) その他電気設備

プルボックス、プルボックス内ケーブル及びフロートスイッチは既設を流用する。

屋外電線保護管 (H I V E 2 8) については、本工事新設対象の配管支持架台 (4 0 0 A 用) の設置に支障なきよう同配管を下方向に 5 0 0 m m 程度平行移動させた位置に新たに布設する。

機器の撤去は既設プルボックス内で機付電源ケーブルの結線を解き行い、機器設置時は電源ケーブルを保護管内に入線し、プルボックス内まで導いた後に既設電源送りケーブルと接続する。

4 既設機器仕様

既設原水ポンプ

(1) 形式	汚物用水中カッターポンプ (着脱式)
(2) 型番	T O S 1 0 0 C 4 7 . 5 - 6 4 (株式会社鶴見製作所製)
(3) フライホイール	無し
(4) 口径	1 0 0 m m
(5) 吐出水量	0 . 8 m <sup>3</sup> /m i n
(6) 全揚程	1 6 . 0 m
(7) 電動機出力	7 . 5 k W
(8) 電極	4 P
(9) 周波数	6 0 H z
(10) 電源	3 φ 2 0 0 V
(11) 始動方式	直入れ式
(12) 運転方式	非自動運転型
(13) 重量	約 1 6 8 k g / 台 (内着脱装置 3 1 k g / 台)
(14) 材質	ア ケーシング (F C 2 0 0 製) イ 主軸 (S U S 4 2 0 J 2) ウ 羽根車 (F C 2 0 0 製、超硬チップ付)
(15) 付属品	ア 吊上チェーン (S U S 製、8 m 仕様) イ 電源ケーブル (8 m 仕様) ウ 着脱装置 (F C 2 0 0 製) ※ 本修繕においては、全 5 台撤去。 エ ガイドレール (S U S 3 0 4 T P - S c h 2 0 S 5 0 A) ※ 本修繕においては、全 1 0 本撤去。 オ 基礎ボルト及び締結部品 (S U S 製)

5 材料仕様

(1) 吐出管

ア 仕様

(ア) 立上管	呼び径 1 0 0 A
(イ) 概算寸法	全長 : 5 . 5 m 程度 (1 本当り) 構成 : 2 . 0 m × 2 本、(1 . 5 m) × 1 本

	両端フランジ式とし、締結部品により各々機械的に接合する
(ウ) 構成部材	a SUS304-Sch20S b フランジ JIS10K 仕様
(エ) 数量	5本
イ 構造・機能	吐出管とポンプの接合部は分解の際に便利な構造とし、その界面には良質ゴムパッキンを付属すること。 締結用ボルトナットはステンレス鋼製とする。
ウ 設置箇所	原水ポンプ槽内
エ 付属品	ポンプ接続の吐出ベンドフランジ部から槽開口部付近まで a 締結部品 (M18六角ボルトナット、SW、PW) b その他必要なもの
(2) 吐出曲管	
ア 仕様	
(ア) 口径等	呼び径 200A×3.0m
(イ) 構成部材	両端フランジ式とし、締結部品により各々機械的に接合する。 a SUS304-Sch20S b フランジ JIS10K 仕様
(ウ) 数量	1本
イ 構造・機能	吐出曲管と逆止弁の接合部は分解の際に便利な構造とし、その界面には良質ゴムパッキンを付属すること。 締結用ボルトナットはステンレス鋼製とする。
ウ 設置箇所	新設ヘッダー配管 (400A) から逆止弁 (GV200) まで
(3) 空気抜管	
ア 仕様	
(ア) 口径等	呼び径 50A×1.0m
(イ) 構成部材	a SUS304-Sch20S b フランジ JIS10K 仕様
(ウ) 数量	1本
イ 構造・機能	空気抜管と空気抜弁の接合部は分解の際に便利な構造とし、その界面には良質ゴムパッキンを付属すること。 締結用ボルトナットはステンレス鋼製とする。
ウ 設置箇所	空気抜弁からビニルサクシオンホース (φ50mm×2.0m×2本) まで
(4) 消泡水管	
ア 仕様	
(ア) 口径等	呼び径 50A×6.6m
(イ) 構成部材	a SGPW b フランジ JIS10K 仕様
(ウ) 数量	1本
イ 構造・機能	フランジ接合部は分解の際に便利な構造とし、その界面には良質ゴムパッキンを付属すること。一部、伸縮管継手を用いて配管接合を行う。締結用ボルトナットはスチール製とする。
ウ 設置箇所	原水ポンプ槽側壁部
(5) 止水弁 (GV200)	
ア 仕様	
(ア) 形式	ボール式
(イ) 口径	200mm
(ウ) フランジ規格	JIS10K 適合品
(エ) 数量	1個
イ 構造	弁は閉鎖時の急激な水撃圧に対して十分な耐久力のあるもので

水密が十分に保たれるものとし、開閉動作は確実なものでかつ流水抵抗の少ないものとする。

ウ 主要材料

- (ア) 弁 箱 SCS13
- (イ) 弁 棒 SUS304またはSCS13
- (ウ) 弁 体 ゴム/NBR

エ 設置箇所

新設ヘッダー配管(400A)から既設管(SGP200A)まで  
※ 既設管との接合には、異種金属間の接合がともなうため、電蝕防止対策をとること。

(6) 止水弁(GV100)

ア 仕様

- (ア) 形式 ボール式
- (イ) 口径 100mm
- (ウ) フランジ規格 JIS10K 適合品
- (エ) 数量 5個

イ 構造

弁は閉鎖時の急激な水撃圧に対して十分な耐久力のあるもので水密が十分に保たれるものとし、開閉動作は確実なものでかつ流水抵抗の少ないものとする。

ウ 主要材料

- (ア) 弁 箱 SCS13
- (イ) 弁 棒 SUS304またはSCS13
- (ウ) 弁 体 ゴム/NBR

エ 設置箇所

原水ポンプ槽スラブ上  
槽内圧送管からヘッダー配管(400A)まで

(7) 逆止弁(CV100)

ア 仕様

- (ア) 形式 ボール弁
- (イ) 口径 100mm
- (ウ) フランジ規格 JIS10K 適合品
- (エ) 数量 5個

イ 構造

弁は閉鎖時の急激な水撃圧に対して十分な耐久力のあるもので水密が十分に保たれるものとし、開閉動作は確実なものでかつ流水抵抗の少ないものとする。

ウ 主要材料

- (ア) 弁 箱 SCS13
- (イ) 弁 棒 SUS304またはSCS13
- (ウ) 弁 体 SUS304またはSCS13

エ 設置箇所

原水ポンプ槽スラブ上  
槽内圧送管からヘッダー配管(400A)まで

(8) 空気抜弁(GV50)

ア 仕様

- (ア) 形式 バタフライ弁
- (イ) 口径 50mm
- (ウ) フランジ規格 JIS10K 適合品
- (エ) 数量 2個

イ 構造

弁はヘッダー管内からの空気圧に対して十分な耐久力のあるもので締切時にはその気密が十分に保たれるものとし、開閉動作は確実及び円滑なものでかつ長手方向接続時における弁体の開度保持力が高いものとする。

- ウ 主要材料  
 (ア) 弁 箱 SCS13  
 (イ) 弁 棒 SUS304またはSCS13  
 (ウ) 弁 体 SUS304樹脂/PTFE  
 エ 設置箇所 原水ポンプ槽スラブ上  
 槽内圧送管 ~ ヘッダー配管(400A)間
- (9) フレキシブル継手  
 ア 仕様  
 (ア) 形 式 FJ100  
 (イ) 口 径 100mm  
 (ウ) フランジ規格 JIS10K 適合品  
 (エ) 数 量 5個  
 イ 構造 継手はポンプや配管の振動を吸収し、管芯の偏心や偏角、伸縮の吸収、地震時の応力吸収を目的とするものである。槽内から揚水した圧送水の圧変動に対し、十分な耐久力のあるものとする。
- ウ 主要材料 SUS製及びEPDM製  
 エ 設置箇所 原水ポンプ槽スラブ上  
 槽内圧送管 ~ ヘッダー配管(400A)間
- (10) 伸縮管継手  
 ア 仕様  
 (ア) 形 式 ベローズ形(単式フランジ、鋼管用)  
 (イ) 口 径 50mm×400mm程度  
 (ウ) フランジ規格 JIS10K 適合品  
 (エ) 最大伸縮量 45mm程度  
 (オ) 数 量 1個  
 イ 構造 継手は配管長手方向の伸縮の吸収を目的とするものである。消毒槽内から加圧揚水した送水圧に対し、十分な耐久力のあるものとする。
- ウ 主要材料  
 (ア) フランジ部 SS製  
 (イ) 内筒部 SUS製  
 (ウ) 外筒部 SUS製  
 エ 設置箇所 原水ポンプ槽側壁部
- (11) ブラインドフランジ(400A)  
 ア 仕様  
 (ア) 外径等  $\phi 560 \times 28t$   
 (イ) 接合寸法  $16 - \phi 27$   
 (ウ) フランジ規格 JIS10K 適合品  
 (エ) 数 量 2個  
 (オ) 重 量 52.5kg  
 イ 主要材料 SUS304  
 ウ 設置箇所 ヘッダー配管(400A)両端部
- (12) ブラインドフランジ(200A)  
 ア 仕様  
 (ア) 外径等  $\phi 330 \times 22t$   
 (イ) 接合寸法  $12 - \phi 23$   
 (ウ) フランジ規格 JIS10K 適合品  
 (エ) 数 量 3個  
 (オ) 重 量 14.0kg

イ 主要材料	SUS304
ウ 設置箇所	ヘッダー配管（400A）吐出側
(13) ブラインドフランジ（150A）	
ア 仕様	
(ア) 外径等	φ280×22t
(イ) 接合寸法	8-φ23
(ウ) フランジ規格	JIS10K 適合品
(エ) 数量	10個
(オ) 重量	10.0kg
イ 主要材料	CAC製
ウ 設置箇所	既設ヘッダー配管（400A）流入側フランジ部及び既設逆止弁 流入側フランジ部

## 6 仮設仕様

### (1) 原水ポンプ槽水替仮設

#### ア 使用目的

本機器は、原水ポンプ槽前段の槽から流量調整槽へ下水等を移送送水するものである。仮設機器の稼働用電源は場内機械室兼事務所棟2階の現場操作盤あるいは原水ポンプ槽近傍にあるプルボックスに電源ケーブルを接続し供給する。

#### イ 仕様

(ア) 形式	汚水汚物用水中ポンプ（購入品）
(イ) 吐出口径	80mm
(ウ) 吐出水量	0.28m <sup>3</sup> /min程度
(エ) 全揚程	25m程度
(オ) 電動機定格出力	3.7kW
(カ) 周波数	60Hz
(キ) 電源	3φ200V
(ク) 始動方式	直入れ式
(ケ) 送水対象物	下水等（下水その他の汚物及び異物を含む液）
(コ) 運転方式	自動運転型
(サ) 数量	4台
(シ) 重量	約30kg/台程度
(ス) 材質	a ケーシング（樹脂製） b 主軸（接液部、SUS製） c 羽根車（樹脂製）
(セ) 付属品	a フロートスイッチ（2個以上） b 電源ケーブル（8m以上） c サクションホース（φ75mm×100m程度） d キャブタイヤケーブル（5.5sq-4C×70m程度） e 締結部品等 f その他、機器の正常な稼働に必要なもの

## 7 試験・検査

メーカー仕様の各種試験及び検査を行い、検査成績書を提出すること。

## 8 据付

設計図に基づき施工すること。

## 9 その他事項

(1) 撤去品が産業廃棄物の対象となる場合は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理す

- ること。また、受入れ先のマニフェスト等を施工管理資料として監督員に提示すること。
- (2) 提出書類等を含めて質疑・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。

### 第3章 特記事項

#### 1 当該施設について

当該施設は污水处理施設であり、その機能と性能は施設内の全ての処理工程が相互に適切に連動して初めて発揮されるものである。

そしてその機能維持は刻々と変化する多数の条件から細やかな配慮に基づいた様々な調整の上に成立するものであるため、当該修繕が及ぼし得る影響範囲は、施工対象である原水ポンプ槽あるいはその近傍設備だけでなく、施設内の全処理工程であることを強く念頭に置き、細心の注意を払い修繕に臨むこと。

それら機能を著しく毀損する場合は、その機能回復（機能立上げを含む）に係る費用の一切を受注者が負担するものとする。

#### 2 出入業者との連携と安全管理

現地の施工にあつては本市監督員及び当該施設維持管理業務委託受注者である株式会社津市環境公社（以下「維持管理者」とする。）と連絡を密にとり、施設の運営に支障を来たすことのないよう努めること。

特に当該施工内容が処理汚泥の性状等に影響を及ぼしたり、後工程の処理機能の低下又は本来の施設の処理や反応に阻害を与えることが前もって想定される場合には、懸案重要事項としてその旨を十分な猶予をもって市監督員ならびに維持管理者に事前に説明を行い、それら対策について本市に提案を示すこと。

施設の性質上、汚泥吸引車輛等の大型車輛の往来があることから、それを念頭においた臨機応変の安全対策に万全を期すこと。

施工現場において他の修繕等と競合、輻輳がある場合には、必ず本市監督員の指示を受けその協調を図ること。

#### 3 施工時の仮設（水替設備）の設置及び運転に係る事項

水替え作業時には槽間の汚泥の移送が生じることから、圧送先の槽内汚泥性状に悪影響を及ぼすことのないよう、細心の注意を払うとともに、維持管理者と事前に協議を行い、両者合意の上で作業を実施すること。

#### 4 水質等性状試験等の報告書の提出

トラブル発生時等に本市監督員が文書の提出を要請する場合にあつては、その時点での汚泥の主たる性状変化（温度、BOD、SS、BOD-SS負荷、SV、SVL、pH、MLSS、大腸菌群数、窒素、リン等）及びそれらの今後の見通しについてを示す試験報告書ひいては計算書等を提出し、本市の承諾を得ること。

#### 5 作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（片付け清掃を含む）とする。時間外作業を行う場合には、前日までに本市様式にてその旨を提出し、本市監督員の承諾を得ること。

#### 6 発生材の処分

機器の撤去に伴う発生材等についての処分にあつては特に留意し、修繕施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

#### 7 完成図書

完成図書（施工図及び取扱説明書等を含む）の提出（市販A4ファイル）は1部とするが、既存図書の完結方法は、下記のとおりとする。

（1）完成図書は、施設の既存完成図書に本修繕を追録、差替、不必要なものは削除等を行い納入すること。なお、差替等により既設完成図書に納まらない場合背表紙他を作成し、2分冊以上として納入すること。

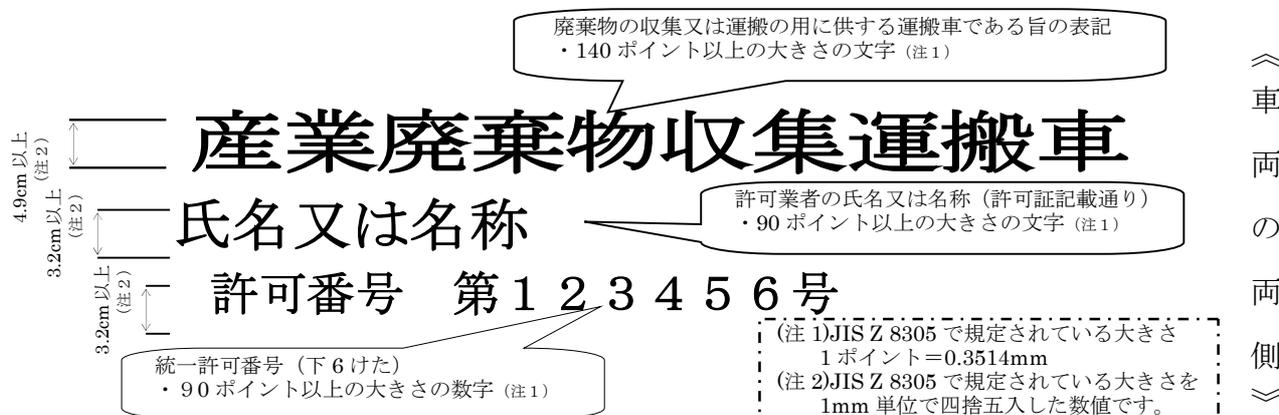
（2）完成図書は過去の状況が判るよう（修繕名、修繕内容、工期その他）な修繕目録等整理のうえ、目録表を保証書の次面に添付綴じ込むこと。この場合、既設完成図書の状況を把

- 握、調査を行い必要に応じて既設記入箇所部分に追録を行うこと。
- (3) 提出書類等を含めて疑義・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

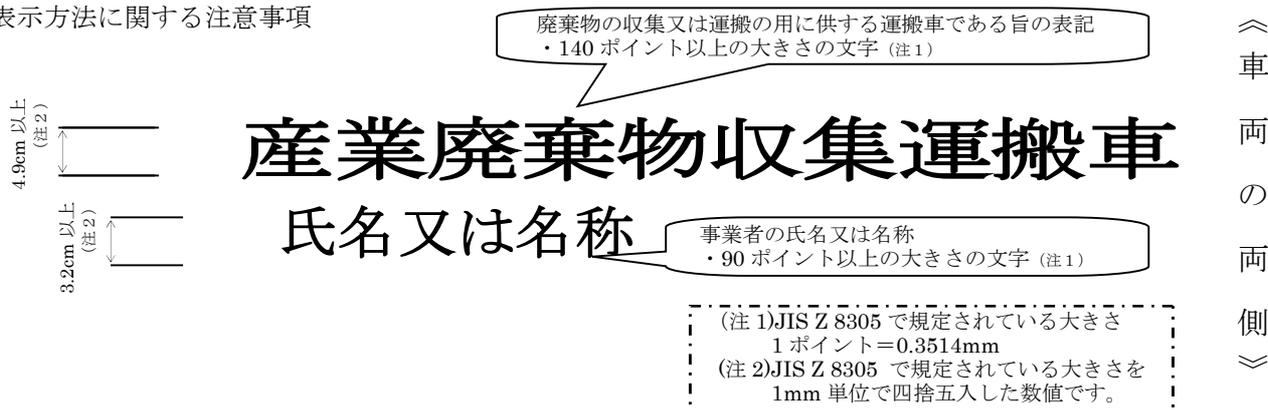
産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



表示方法に関する注意事項

- 1 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 2 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に釘で固定することが望ましい。やむを得ずステッカーはめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 3 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
仕様関係	<input checked="" type="checkbox"/> 共通の仕様	<p><input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）は、三重県公共工事共通仕様書に優先する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和5年11月1日））</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約款、設計図書及び三重県公共工事共通仕様書等に基づき、施工・手続等が適切に実施されていることを常に監督員と共有し、確認すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用</p>
	<input type="checkbox"/> 公園工事の仕様	<p><input type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事共通仕様書（令和5年5月）に準ずること。</p> <p><input type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準（令和3年7月）に準ずること。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり	<p><input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整  <input type="checkbox"/> 別途工事名：（ ）  <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<p><input type="checkbox"/> 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ）                  施工方法（ ）</p>
	<input type="checkbox"/> 工期	<p><input type="checkbox"/> 工種（ ） において、施工日の即日開放を原則とする。</p>
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<p><input type="checkbox"/> 工種（ ） において、事前に（ 警察署 ）と立会を行い、確認後、施工すること。</p>
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<p><input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続が完了後、（ 年 月 日 ）までに変更します。</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 支障物件の移設	<p><input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	<input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物等の損害	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。また、移設場所及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。</p>
	<input type="checkbox"/> 官公庁への手続き等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修するとともに、周辺住民に対して適切な処置を講じること。</p>
	<input type="checkbox"/> 通学路確認	<p><input type="checkbox"/> 道路の使用許可申請及び消防長への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写しを監督員に提出すること。</p>
	<input type="checkbox"/> 部分使用	<p><input type="checkbox"/> 工事箇所を通学区域とする学校に確認し、通学路であった場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保すること。また、学校との協議結果を監督員に報告すること。</p>
	<input type="checkbox"/> 部分引渡し	<p><input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分使用時期（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分使用目的（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ ）</p>
	<input type="checkbox"/> その他	<p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び	内容及
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 ) <input type="checkbox"/> No. ~No. ( <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 別添協議 )	
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 ) <input type="checkbox"/> その他 ( <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 ( L = km )	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( )
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )	
	<input type="checkbox"/> 地下水位低下	<input type="checkbox"/> 家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書に基づき調査を実施すること。また、調査に従事する者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者を充てること。なお、身分証明書交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。 <input type="checkbox"/> ウェルポイントは、近隣家屋の事前調査完了後に着手すること。また、工事現場周辺の井戸調査を行い、井戸が残存する場合は、井戸の水位の変化に細心の注意を払うこと。なお、近隣家屋の事前箇所及び井戸調査範囲は、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・近接施設 ( <input type="checkbox"/> 擁壁 ( ) <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 ( ) ・制限内容 ( )	
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の適切な安全確保の措置等的一切の手段において、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたいうえで、工事を実施すること。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故速報の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。	
	<input type="checkbox"/> 掘削（床掘り）	<input type="checkbox"/> 図面に表記した掘削及び床掘ラインは、数量算出に用いたものであり、掘削の深さ、掘削を行っている期間、土質条件、地下水の状況及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案し、安全かつ確実に施工すること。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 作業後の現場確認	<input checked="" type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。	
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 <input checked="" type="checkbox"/> ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) <input checked="" type="checkbox"/> ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、具が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により具の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 配置人員数 ( 人 ) (うち交通誘導警備員A ( 人 ) ) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等は、工事着手後、作業員全員（交通誘導警備員含む）の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施すること。また、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。なお、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料及び写真を整備及び保管し、監督員及び検査員に提示すること。 (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2)当該工事内容等の周知徹底 (3)工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4)当該工事における災害対策訓練 (5)当該工事現場で予想される事故対策 (6)その他、安全・訓練等として必要な事項 <input checked="" type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。 (1)工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2)全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1)月当たり半日以上時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2)資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3)現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4)KY及び新規入場者教育の方法 5)場内整理整頓の実施 6)その他安全に関する取組み <input checked="" type="checkbox"/> 安全巡視等 安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、KY活動、TBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内容及び内容
<input checked="" type="checkbox"/> 安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月1回以上とする。なお、実施状況を記録した資料（実施状況写真があることが望ましい）を保管し、監督員及び検査員に提示すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 新規入場者教育	新規入場者教育等（交通誘導準備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離L= km、 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場 <input type="checkbox"/> 最終処分場 <input type="checkbox"/> 別途図書 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 別途協議
		【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】
	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理	<input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理
	<input type="checkbox"/> 再生資源利用計画	舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄筋から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	<input type="checkbox"/> 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税		本工事には産業廃棄物税相当が計上されたいないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物処理		産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提出すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめるとともに監督員に提示すること。また、完成検査時に検査員に提示すること。
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（輸入路）の使用制限あり	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。



特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
施工条件	<input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発成品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 現場密度の測定・指定あり <input type="checkbox"/> 砂基礎材料 <input type="checkbox"/> 埋戻し材料 <input type="checkbox"/> 公共ます	<p>工事用道路として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。また、地権者より制約条件、時間的制約等、要望された場合は、速やかに監督員に報告すること。</p> <p>本工事は、建設工事請負契約書の条項第29条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。</p> <p>保管場所 ( ) 期間 ( ) その他 ( )</p> <p>品名 ( ) 数量 ( ) 保管場所 ( ) その他 ( )</p> <p>品名 ( ) 数量 ( ) 引渡場所 ( )</p> <p>時期 (令和 年 月 日) その他 ( )</p> <p>開削埋戻しの品質管理として、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準（案）品質管理 道路土工に準拠する）を行うこと。また、測定は、延長100m毎に測定することとし、測定位置は、埋戻し深さの1/2程度とする。また、測定頻度は1回（3試料）以上とし、縦断方向に3試料を測定すること。なお、測定費用は受注者の負担とする。</p> <p>立坑埋戻しの現場の品質管理として、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準（案）品質管理 道路土工に準拠する）を行うこと。また、埋戻し深さが5m未満の立坑の試験位置は、埋戻し深さの1/2程度の位置及び埋戻し天端の2箇所とし、試験頻度は1回（3試料）以上とする。埋戻し深さが5m以上の立坑の試験位置は、概ね均等な間隔となるよう設定する。試験頻度は3mにつき1回（3試料）以上とする。なお、費用は受注者の負担とする。</p> <p>砂基礎材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率10～20%以下とする。</p> <p>【購入土】掘削土（現場発成品）は、設計図書で明示する試験を実施し試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発成品）が埋戻し材料に適している場合は、監督員と協議し、流用土に変更する。</p> <p>【流用土】掘削土（現場発成品）は、設計図書で明示する試験を実施し試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発成品）が流用土に適していない場合は、監督員と協議し、適した材料に変更する。</p> <p>公共ます設置位置申請書等に基づき設置すること。また、施工前に必ず申請者及び使用者に設置位置等を再度確認し、承諾後に施工すること。</p> <p>申請者及び使用者より設置位置等の変更の申し出があった場合は、監督員に報告し、処理対応方法について、監督員の指示を受けること。</p> <p>やむを得ず管止めとなる場合は、その理由を明確にし、申請者に説明するとともに監督員の承諾を得た後に管止めとする。また、管止めの位置がわかるようにピン等で表示するとともに本市指定の管止め調書に状況がわかる写真を添付し、監督員に提出すること。</p> <p>運搬方法 ( <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )</p> <p>引渡場所 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )</p> <p>数量 ( 運搬距離 (L= km) )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公共工事の品質確保の促進を図る目的として、津市政策財務部検査課において、施工状況の確認等現場パトロールを実施することがある。</p> <p>その他 ( )</p>
工事支障関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<p>支障物件名 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )</p> <p>移設時期 ( 年 月 日 )</p> <p>防護 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 )</p> <p>その他 ( )</p>
監督の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督 <input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<p>重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】                      全ての工種に適用する。                      対象工種 ( )</p> <p>※これ以外は、一般監督とする。</p> <p>使用期間及び借地条件 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )</p> <p>転用あり ( 回 )</p> <p>兼用あり ( )</p> <p>その他 ( )</p>
仮設備関係		

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要があるが生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、果が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により果の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定められた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラクシチャラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について
	認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 間伐材製工事用パブリケード・看板・標示板 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
コリnz作成・登録	コリnz（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリnz（CORINS）の作成・登録を行うこと。
	建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
提出書類	工事完成報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。また、様式については、津市ホームページ（入札等に関する各種様式（工事・コンサル）に定められたものとする）。 <input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上部・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4）
	施工計画書（作業主任者）	<input checked="" type="checkbox"/> 作業主任者を選任すべき作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事を施工するために下請契約（二次下請負人となる警備業者との契約含む）を締結した場合、工事着手までに原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、添付書類もその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合も同様とする。
提出書類	部分下請通知書	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の一部において、下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書には、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、主任技術者等の資格者証の写し及び主任技術者等の雇用関係書類を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。また、添付書類については、施工体制台帳と兼ねることができ。
	工事使用材料	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に示す規格に適合したものとす。また、使用する材料の品質証明の資料確認（提示及び提出）は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 管架敷設後は、テレビカメラにて管内を確認し成果をDVD-Rにて提出すること。なお、漏水等を発見した場合、速やかに監督員に報告し、適切に処置すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
<input checked="" type="checkbox"/> 電子納品 <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。 電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> 部）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和5年7月改訂）を適用
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
社会保険等未加入対策 対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 （健康保険及び雇用保険）	適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
法定福利費の負担	<input checked="" type="checkbox"/> 法定福利費を明記した標準見積積書の活用	法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積積書の活用を努めること。 （津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コンサルタルタラント関係一調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）
配慮依頼事項	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用 <input checked="" type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れ <input checked="" type="checkbox"/> 使用人等において市民の活用 <input type="checkbox"/> 特別監理技術者の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託契約において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
特別監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 特別監理技術者の設置	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特別監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書「特定管理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）
津市公契約条例	<input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例に関する特記	締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するときは、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができ、 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、別紙誓約事項に違反したとき。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
<p>津市公契約条例</p>	<p>労働環境の確保に係る誓約事項</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</li> <li>2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</li> <li>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</li> <li>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</li> <li>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</li> <li>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</li> <li>7 市長等が行う施策に協力すること。</li> </ol>
<p>暴力団等の不当介入の排除等</p>	<p>暴力団等の不当介入の排除等に関する特記</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受注者の義務             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</li> <li>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</li> <li>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</li> <li>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。</li> <li>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</li> <li>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</li> </ol> </li> <li>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</li> <li>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</li> </ol> </li> <li>3 契約等の解除             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</li> </ol> </li> </ol>
<p>建設業退職金共済制度に係る事務手続き</p>	<p>建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</li> <li>2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</li> <li>3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によるものが望ましいが、これにより難しい場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1、7以上を別途とすること。</li> <li>4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</li> <li>5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充当実績総括表」を作成し、監督員に提示すること。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求める場合がある。</li> <li>6 建設キャリアリアアップシステムの活用 建設キャリアリアアップシステムの活用（以下 CCUS という。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。</li> </ol>
<p>建設業退職金共済制度に係る事務手続き</p>	<p>建設業退職金共済制度に係る事務手続き</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</li> <li>2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</li> <li>3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によるものが望ましいが、これにより難しい場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1、7以上を別途とすること。</li> <li>4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</li> <li>5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充当実績総括表」を作成し、監督員に提示すること。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求める場合がある。</li> <li>6 建設キャリアリアアップシステムの活用 建設キャリアリアアップシステムの活用（以下 CCUS という。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。</li> </ol>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
<p>津市工事請負の地元調整</p>	<p>津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。</p> <p>1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共通」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」と及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事的目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事的目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。</p> <p>3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。 4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関する内容を、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。 (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じて、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。 (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。 5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する高次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事等）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておくなければならない。</p>
<p>その他</p>	<p>□ その他（ ）</p>	<p>□ その他（ ）</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。